

「物価高騰対策事業継続支援金」の申請はお済みですか？

市では、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市内で店舗または事業所を営んでいる事業者に対し、経営の維持のため、五所川原市物価高騰対策事業継続支援金を交付します。申請がお済みでない方は、忘れずに手続きを行ってください。

支援金額…1事業者につき10万円

申請期限…9月29日(金)

対象業種…飲食業、小売業、理・美容業、運輸業ほか

*対象業種の詳細は、右QRからご確認ください。

*支給要件などの詳細は、市ホームページをご確認ください。

*電子申請による申請も受け付けていますので、市役所の窓口に来られない方は、そちらをご活用ください。

問い合わせ・申請先…商工観光課 内線2557



住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯の方へ 「物価高騰対策支援給付金」を支給します

低所得世帯(住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯)への生活支援として物価高騰対策支援給付金を支給します。対象となる世帯には、案内を順次郵送していますので、ご確認ください。

支給額…1世帯につき3万円

支給対象世帯(基準日…令和5年6月1日)

①住民税非課税世帯…基準日において当市の住民基本台帳に記録されており、令和5年度住民税非課税者のみで構成される世帯

②住民税均等割のみ課税世帯…基準日において当市の住民基本台帳に記録されており、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯または均等割のみ課税者而非課税者で構成される世帯

手続き

過去に非課税世帯等に対する給付金を市から口座振込により受給している場合、**申請は不要**です。

*令和5年度に新たに世帯全員が住民税非課税世帯等となった場合や、令和5年1月2日以降に当市に転入してきた場合には申請が必要です。案内に同封した申請書に振込先口座等を記入し、必要書類とともに提出ください。

申請期限…9月29日(金)

問い合わせ・申請先

物価高騰対策支援給付金窓口 内線2989
(土・日・祝日を除く)9:00~17:00

児童扶養手当・特別児童扶養手当に関する届出はお忘れなく

児童扶養手当について

児童扶養手当は、子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図るための制度です。父母の離婚、父または母の死亡等により父または母と生計を同じくしていない場合や、父または母に一定の障害がある場合に支給されます(所得制限があります)。

受給資格のある方へ

「児童扶養手当現況届」の用紙を7月下旬に送付する予定です。この届出は所得額・受給資格等を確認するため毎年提出する必要があります。

なお、提出がない場合、11月分(令和6年1月支給)以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

提出期間…8月1日(火)~31日(木)

(土・日・祝日を除く)

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉増進を図る制度です。日本国内に住所があり、精神または身体に中度以上の障害を有する児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方で、県が認定した方に手当が支給されます(所得制限があります)。

受給資格のある方へ

「特別児童扶養手当所得状況届」の用紙を8月14日(月)までに送付する予定です。この届出は所得額・受給資格等を確認するため毎年提出する必要があります。

なお、提出がない場合、8月分(11月支給)以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

提出期間…8月14日(月)~9月11日(月)

(土・日・祝日を除く)

*どちらの届出も、本庁舎に限り8月20日(日)は手続きをすることができます。

*新規申請は随時受け付けていますので、詳細はお問い合わせください。

問い合わせ・提出先

子育て支援課 内線2484 / 金木総合支所総合窓口係 内線3134 / 市浦総合支所総合窓口係 内線4065